

令和7年群馬東部水道企業団議会  
2月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和7年群馬東部水道企業団議会2月全員協議会会議録

令和7年2月4日（火曜日）

1 出席議員 12名

1番	高田	靖	2番	大川	陽一
3番	山田	隆史	4番	渋谷	理津子
5番	平井	玲子	6番	杉山	英行
7番	須藤	日米代	8番	小林	武雄
9番	坂上	祐次	10番	森	雅哉
11番	渡邊	明	12番	黒田	重利

2 説明のために出席した者 8名

局長	田村	敏哉	次長	高橋	之雄
次長	百瀬	光宏	総務課長	奥川	靖
企画課長	小杉	浩子	工務課長	山本	雅己
庁舎建設室長	島田	賢司	館林支所長	松本	徳雄

3 その他出席した者 3名

書記	野口	幸久	書記	川崎	千穂
書記	石瀬	由佳			

# 令和7年群馬東部水道企業団議会2月全員協議会次第

日時 令和7年2月4日(火) 午前9時30分

場所 議会第2会議室(太田市役所 低層棟4階)

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 協議事項

### ■令和7年群馬東部水道企業団議会2月定例会について

① 議事の進行について 【資料 No.1】

② 令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について  
【資料 No.2】

③ 令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について 【資料 No.3】

④ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について 【資料 No.4】

⑤ 群馬東部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
【資料 No.5】

⑥ 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
【資料 No.6】

⑦ 群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の廃止について 【資料 No.7】

⑧ 群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める  
条例の一部改正について 【資料 No.8】

## 4 報告事項

① 群馬東部水道企業団副企業長の選任について 【資料 No.9】

② 例月出納検査の結果について(10月~11月分) 【資料 No.10】

③ 1,000万円以上工事請負契約締結(11~12月分)の報告について  
【資料 No.11】

## 5 その他

## 6 閉 会

## 【 全員協議会 会議録 】

**局長（田村敏哉）** おはようございます。皆さま、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、群馬東部水道企業団局長の田村でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、高田議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

**議長（高田靖）** おはようございます。本日は、ご多忙の中、当企業団議会の全員協議会及び協議会後に開催する定例会にご出席いただき、お礼を申し上げます。

本日の定例会では、来年度の当初予算や今年度の補正予算、条例の一部改正などの提案が予定されております。

皆様におかれましては、水道利用者の代表として、活発な議論と慎重なご審議をお願い申し上げます。

厳しい寒さがまだまだ続きます。皆様には、ご自愛頂きますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

**局長（田村敏哉）** ありがとうございます。本日は、あらかじめ配付させていただきました次第に基づき、進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、太田市の長谷川議会事務局長が同席させていただきますことをあらかじめご了承ください。

それでは、高田議長に座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

**座長（高田靖）** ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

お手元の全員協議会資料をご覧ください。

次第の3、協議事項2月定例会の議事の進行について、事務局から説明願います。

（田村局長挙手）

**座長（高田靖）** 田村局長。

**局長（田村敏哉）** それではご説明いたします。

全員協議会案件一覧の資料ナンバー1をご覧ください。

まず、日程第1の会期の決定でございますが、会期は2月4日の一日を予定しております。

次に、日程第2の会議録署名議員の指名でございますが、議長において5番、平井玲子議員及び6番、杉山英行議員の2名を指名させていただき予定でございます。

次に、日程第3の一般質問でございますが、お手元に配付申し上げました通告書のとおり、1名の議員からの一般質問を行う予定でございます。

次に、日程第4以降でございますが、議案を7件上程いたします。以上でございます。

**座長（高田靖）** 議事の進行につきましては、ただいまの説明のとおり進めていくことに、ご異議ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（高田靖）** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

**座長（高田靖）** 次に、令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について事務局から説明願います。

(小杉課長挙手)

**座長（高田靖）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** それでは、2ページ、資料ナンバー2をお開き願います。

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明をさせていただきます。

補正予算の概要でございますが、年度末にあたり予算の執行について精査を行うとともに、事業収支及び建設改良事業費の変更により予算額の見直しを行うものであります。

1の業務の予定量についてですが、主要な建設改良事業のうち原水浄水施設新設改良事業について、工事内容の精査により440万6千円を減額し、配水施設改良事業についても同じく工事内容の精査などにより、1億5,334万6千円減額するものでございます。

2の収益的収入につきましては、3,342万8千円減額の109億2,981万9千円となります。これは、営業収益において、水道加入金が予定より少なかったこと等による減額及び、営業外収益において、長期前受金戻入の増額や消費税の再計算による還付金の減額のため、予定額へと補正をするものでございます。

3ページをお開きください。

3の収益的支出につきましては、9,058万3千円減額の94億5,364万2千円となります。営業費用において、薬品費や量水器材料費の入札差金や減価償却費の減による減額及び、営業外費用において、納付消費税の増額のため予定額へと補正をするものでございます。

4の資本的収入につきましては、242万円減額の40億3,109万4千円となります。これは、他事業関連工事の延期による工事負担金の減額及び、固定資産売却代金として、土地売却費の増額のため予定額へと補正をするものでございます。

5の資本的支出につきましては、3億6,581万円減額の96億1,470万2千円となります。これは、建設改良費の工事内容の精査などによる減額及び、投資有価証券購入を見送ったことによる減額のため、予定額へと補正するものでございます。

6の継続費ですが、太田本所庁舎建設事業の年割額を、表のとおり改めるものでございます。総額の19億4千万円については変更ございません。

4ページをお開きください。

7のたな卸資産購入限度額を7,692万4千円減額し、9,248万9千円へ補正をするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55億8,360万8千円につきましては、内部留保資金や積立金等で補填をいたします。

この案件につきましては、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、事務局から説明願います。

(小杉課長挙手)

**座長（高田靖）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** それでは、5ページ、資料ナンバー3をお開き願います。

令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに、概要1の群馬東部水道企業団の事業方針になります。

令和7年度は、防災・減災の取り組みを着実に推進するために策定いたしました、水道施設強靱化計画に基づき、耐震化や老朽施設の更新を実施してまいります。

また、令和5年度より実施いたしました料金統一により、給水収益は増加しておりますが、人件費や物価の高騰による資材費等の増大により、財政状況は今後一層厳しくなることが見込まれます。引き続き計画的に事業を推進し、創意工夫により費用の節減を図ります。

太田本所庁舎建設事業は、令和7年度より建設工事が始まりますが、コストを抑え、将来にわたりお客様に親しまれる庁舎となるよう業務を進めてまいります。

令和7年度より、第2期包括事業委託が開始となりますが、少ない職員で効率的な業務を実施し、企業団の技術力を維持しつつ、水道事業の公益性を確保いたします。

次に、2の令和7年度予算概要になります。

令和7年度予算は、前年度と比較し、収益的収入・支出ともに増額、資本的収入・支出ともに減額を見込んでおります。

3の水道事業収益についてですが、前年度より3億1,796万9千円多い、112億7,930万3千円を見込んでおります。

給水収益は料金統一により増収を見込んでおり、加入金については前年度より若干の減少を見込んでおります。また、その他の収入の長期前受金戻入につきましては増額を見込んでおります。

6ページをお開きください。

4の水道事業費用につきましては、人件費や資材の高騰による維持管理費の増加などにより、前年度より4億957万8千円多い、99億6,312万8千円を見込んでおります。

5の令和7年度の純利益につきましては、10億5,775万1千円を見込んでおります。

続きまして6の資本的収入についてですが、前年度より29億7,709万6千円少ない、14億6万6千円を見込んでいます。国庫補助金で1,800万円、企業債で11億円、工事負担金として2億4,206万4千円を計上します。

7の資本的支出についてですが、前年度より51億2,952万4千円少ない、50億1,283万4千円を見込んでおります。

建設改良費では28億5,794万8千円、企業債の償還金については20億4,488万6千円を計上します。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36億1,276万8千円につきましては、内部留保資金や積立金等で補填いたします。

次に、9の主要事業になります。

収益的支出では、事業運営包括業務委託で34億9,980万円のほか、水道施設強靱化計画に基づき、みどり塩原浄水場急速ろ過池等耐震診断業務委託3,300万円などを計上します。

7 ページをご覧ください。

資本的支出では、原水浄水施設費の老朽化した施設の更新工事など、4 案件で2 億9 2 7 万5 千円を計上いたします。

配水施設費では、水道施設強靱化計画に基づく重要給水施設配水管布設替工事など3 案件、管路布設替工事など4 4 案件及び、残土搬出工事などで1 4 億3, 8 2 1 万7 千円を計上いたします。

営業設備費では、太田本所庁舎建設工事費や量水器、水質検査機器購入費などで3 億6, 9 5 8 万6 千円、拡張費では、区画整理事業に伴う管路工事など1 2 案件で1 億4, 4 5 1 万7 千円を計上いたします。

1 0 の債務負担行為ですが、現在の事業系・情報系システム構築賃貸借業務が来年度終了となることに伴い、各システムの再構築費用及び賃貸借業務について新たに設定をするものです。

1 1 の重要な資産の取得及び処分につきましては、太田本所庁舎建設予定地を取得し、現在の太田本所用地を処分するものでございます。

なお、この案件につきましては、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び群馬東部水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、事務局から一括して説明願います。

(奥川課長挙手)

**座長（高田靖）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 資料8 ページ、ナンバー4 の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本件は刑法等の一部を改正する法律と、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑として創設されることになりましたので、関係する条例を改正するものでございます。

対象となる条例は資料記載のとおりとなりますが、条例中の懲役や禁錮の字句を拘禁刑に改正いたします。また、条例の施行日は令和7年6月1日とし、経過措置として整理条例の施行日前の行為の処罰は、改正前の条例を適用するほか、整理条例施行日後は拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役や禁錮、拘留に処せられた者も、職員の失職などに齟齬が生じないように経過措置を設けます。

次に、資料11ページ、ナンバー5の群馬東部水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律である番号利用法の一部改正があり、条項ずれが生じることになりました。本条例には番号利用法の条項を引用する部分があることから所要の改正を行うとともに、懲役の字句を拘禁刑に改正するほか、字句の整理を行うものでございます。

施行日は令和7年4月1日としますが、第54条から第56条までの改正は、拘禁刑への改正となりますので令和7年6月1日といたします。また、拘禁刑への改正に関しては、改正規定の施行前の行為の処罰に齟齬が生じないように経過措置を設けます。

以上、ご説明した2件は2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、事務局から説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（高田靖）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 資料17ページ、ナンバー6の群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

地方自治法の改正により、職員の賠償責任を規定した条項が繰り下がるため、本条例で引用する条項を改正するものでございます。

18ページの新旧対照表もご覧いただけたらと思いますが、参考までに職員の賠償責任とは、職員の故意や重大な過失で、現金、有価証券、物品などに損傷を与えた場合や、法令の規定に違反した行為などで自治体に損害を与えた場合などが該当します。地方自治法では、やむを得ない事情がある場合は、議会の同意を得て賠償責任の全部または一

部を免除できるとしており、第6条では賠償責任を免除する場合、賠償額が20万円以上のときは議会の同意を要すると規定しています。

施行日は資料記載のとおりですが、具体的には令和6年6月26日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

本件も2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の廃止について、事務局から説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（高田靖）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 資料19ページ、ナンバー7の群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の廃止について、ご説明いたします。

地方自治法第204条第3項では、一般の地方公務員の旅費の額や支給方法を条例で定めるよう規定していますが、企業職員の旅費の額などは、地方自治法の規定の適用がなく、企業管理規程で定めることができるとされているため、本条例を令和7年4月1日付で廃止するものでございます。

また、本条例を廃止することから職員の旅費の額や支給方法は、群馬東部水道企業団職員等の旅費に関する規程を、太田市の職員の旅費の額などに準じるとした条文に全部改正し対応いたします。

なお、現在の企業団の旅費の額などは太田市と同様であり、条例廃止後も変更が生じるものではございません。

本件も2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について、事務局から説明願います

(山本課長挙手)

**座長（高田靖）** 山本課長。

**工務課長（山本雅己）** それでは、20ページの資料ナンバー8をご覧ください。

群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

この改正の目的は、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概要の1の改正内容は、法令における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、それに関連する条文の見直しを行うものです。

主なものとしまして、まず、(1)の布設工事監督者におきましては、①で実務経験年数に水道分野以外の工業用水道、下水道、道路及び河川分野における実務経験も算入できるようにになります。②で学歴・学科要件に土木工学科以外の課程として、機械工学や電気工学を追加します。③で国家資格である1級土木施工管理技士を持つ者を位置づけられるようになります。

次に、(2)の水道技術管理者におきましては、①で国家資格である技術士又は1級土木施工管理技士を持つ者を位置づけられるようになります。

そのほか詳細な改正内容に関しましては、続く21ページからの新旧対照表をご参照ください。

2の施行日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

なお、この案件は、この後に開催されます定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上、7件につきましては、本会議に提案されることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、採決の方法についてですが、挙手による方法でお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

**座長（高田靖）** 次に、次第の4の報告事項に入ります。

事務局から順次説明を求めます。

最初に、群馬東部水道企業団副企業長の選任について説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（高田靖）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 資料25ページ、ナンバー9の群馬東部水道企業団副企業長の選任について、ご報告いたします。

栗原副企業長が令和6年11月16日に任期満了を迎えたため、新たに副企業長を選任いたしました。

被選任者は村山俊明大泉町長、選任日は令和6年11月29日、任期は令和7年5月4日までとなります。副企業長の任期は、当企業団の規約で当該構成市町の長の任期によるとしており、理事者会議において構成市町の長の互選で選任することになっていますが、構成市町の12月定例会の時期であったため、書面の持ち回りで選任いたしました。

以上となりますが、よろしくお願い申し上げます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、例月出納検査の結果について、事務局から説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（高田靖）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 資料26ページ、ナンバー10の例月出納検査の結果10月・11月分について、ご報告いたします。

本日の会議までに実施された例月出納検査のうち、監査委員から議会宛に報告された検査結果を、議員の皆様にご報告するものとなります。検査日時は資料記載のとおりとなりますが、10月・11月分とも現金の出納状況は、残高証明書や諸帳簿と一致し、正確であることが確認されていますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。  
次に、1,000万円以上工事請負契約締結の報告について説明願います。

（松本支所長挙手）

**座長（高田靖）** 松本支所長。

**館林支所長（松本徳雄）** 館林支所において11月から12月に締結された、1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。

29ページをご覧ください。

まず、資料ナンバー11-1は、館林市楠町地内の切廻し工事で、落札率は97.38パーセント、契約金額は2,409万円、請負者は小河瀬工業有限会社、施工延長は73.1メートルです。

以上でございます。

（百瀬次長挙手）

**座長（高田靖）** 百瀬次長。

**次長（百瀬光宏）** みどり支所において11月から12月に締結された1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。

31ページをご覧ください。

資料ナンバー11-2は、みどり市笠懸町地内の舗装本復旧工事で、落札率は86.40パーセント、契約金額は1,984万4千円、請負者は株式会社相羽通建、施工延長は1,064.5メートルです。

以上でございます。

**座長（高田靖）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

**座長（高田靖）** 以上で、予定しておりました案件は終了いたしました。本日の議事すべてを終了いたします。そのほかで、皆様から何かございますか。

（奥川課長挙手）

**座長（高田靖）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 本日、来年度の議会の開催日などを記載した日程表を配布させていただきました。

開催日程の調整にあたり、皆様の議会事務局とも調整をさせていただいております。また、今年度までは11月に全員協議会を開催しておりましたが、11月の会議は案件が少なく短時間で終了してしまう年度もあることから、来年度からは開催しないことにいたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**座長（高田靖）** そのほかで、皆様から何かございますか。

（なしとの声あり）

**座長（高田靖）** 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**局長（田村敏哉）** ありがとうございました。以上をもちまして、全員協議会を終了させていただきます。

この後は10時45分からこの会場で2月定例会となりますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午前9時57分閉会